

資料編

1 水道水源林の沿革

年次	西暦	内容	所有者	備考
江戸時代	～1867年	多摩川上流域一帯の森林は、おおむね徳川幕府の領地に属し、地域住民は入会権※1を持ち、生活に必要な林産物の収穫が許されていた。 また、幕府直轄の「お留(止)め山」(主に御巢鷹山)も各所にあり、おおむね良好な森林を形成していた。	徳川幕府	承応3年(1654) 玉川上水完成
明治元年～30年	1868年～1897年	多摩川上流域の山林は「山林原野官民有区分」により官林に編入され、その後御料林※2に編入されたことで、従来の入会が制約を受けることになり、最上流部等では、森林の荒廃が進行した。	農商務省 山林局等	明治11年(1878) 東京府吏員山城祐之 が多摩川源流(水干) を確認
明治34年	1901年	東京府は水源地の荒廃を憂いて、山梨県下の丹波山村、小菅村の約8,140ha及び府下の日原川上流約320haの御料林を譲り受け、府自ら経営を開始した。 また、同時に日原川流域の公・私有林約5,100haを保安林に編入した。	東京府	
明治41年～42年	1908年～1909年	水源林の荒廃は、市民への給水の責務を有する市自ら復旧すべきであるとして、尾崎行雄東京市長は調査を行い、水源地経営案を作成した。		明治26年(1893) 神奈川県から三多摩 地域が東京府に編入
明治43年	1910年	上記の経営案が市議会で議決され、10月に水源林事務所を開設した。 また、府下の御料林約700haを譲り受け、積極的に水源かん養林の経営に着手した。		明治30年(1897) 森林法発布
明治45年	1912年	山梨県萩原山(現甲州市)の恩賜県有林※3約5,610haと、既に府有林であった約8,460haを東京市が譲り受けた。	東京市	
大正2年～15年	1913年～1926年	山梨県及び府下の私有林約610haを買収し、明治44年から開始した府下の公・私有林との部分林※4約870haを合わせ、経営面積は約16,250haとなった。		
昭和8年	1933年	日原川上流の私有林約4,780haを買収した。		
昭和25年	1950年	旧古里村(現奥多摩町)の部分林約90haに同村有林約100haを加え、約190haを買収した。		
昭和42年	1967年	小河内ダム建設当時に買収したダム周囲林約560haが小河内貯水池管理事務所から移管され、水源林はほぼ現在の形になった。さらに数件の売却や交換等を経て、経営面積は約21,634haになった。		昭和32年(1957) 国立公園法は廃止と なり、自然公園法が 成立
平成2年	1990年	多摩川流域の水源施設の管理一元化をはかるため、水源林事務所を水源管理事務所に改組し、村山・山口貯水池及び小河内貯水池とともに、水源林を水源施設の一つとして管理することになった。	昭和18年 (1943) 東京都	昭和32年(1957) 小河内ダム完成
平成13年	2001年	水道水源林の管理開始から100周年を迎えた。		
平成14年	2002年	多摩川水源森林隊を設立した。		
平成22年～令和7年	2010年～2025年	民有林購入事業により515件4,036haの民有林を購入し、管理面積は25,666ha(令和7年4月1日未現在)になった。		

注) ※1 入会権…農民が燃料等の生活資材を共同で摂取できる権利
 ※2 御料林…皇室で管理していた森林
 ※3 恩賜県有林…皇室により県に下賜された森林
 ※4 部分林(分収契約林)…私有地又は町村有地に地上権を設定し、水道局で管理していた森林

2 水道水源林管理(経営)計画の変遷

計画区分	年度別区分	管理(経営)計画の概要
第1次	明治43年～大正9年 (1910年～1920年)	経営面積18,750町歩(18,595ha)のうち、施業地を15,000町歩(14,876ha)とした。最初の10年間で無立木地の5,000町歩(4,959ha)に造林し、次の20年間で天然林10,000町歩(9,917ha)を伐採して造林し人工林に変え、合わせて30年間で15,000町歩(14,876ha)の地域をスギ・ヒノキ・カラマツ等を主体に造林することを基本方針とした。
第2次	大正10年～昭和7年 (1921年～1932年)	経営面積を16,205町歩(16,071ha)、施業地は8,107町歩(8,040ha)に縮小した。無立木地等への植栽を優先し、その後、立木地への更新を毎年約70町歩(69ha)ずつ65年間実施することとした。 また、他の施業制限地域に対しては、収穫を予定せず保護育成を図ることとした。
第3次	昭和8年～昭和22年 (1933年～1947年)	経営面積20,777haの70%を占める天然林は、水源かん養林として有効な混交多層の鬱蒼とした森林に誘導するため、低率の抜き伐りを30年周期で繰り返すこととした。 また、天然林の人工林化は小面積にとどめ、分散させることとした。 戦時中、水源林の経営は、一時、経済局に移管された。
第4次	昭和23年～昭和30年 (1948年～1955年)	昭和21年4月水源林は再び水道局の所管となり、戦時中放置されていた人工林は保育作業に重点を置き、過伐跡地への植栽を推進した。 なお、木材の需給調整上、一部の森林について伐採・収穫し、翌年植栽する方針をとった。
第5次	昭和31年～昭和40年 (1956年～1965年)	国の林業政策により、経済性の低い広葉樹を経済性に優れた針葉樹に切り替える拡大造林政策をとった。
第6次	昭和41年～昭和50年 (1966年～1975年)	水源かん養機能の発揮と自然保護に配慮しつつ、前計画に引き続き拡大造林計画を踏襲した。46年以降は天然林保護の時代的要請を受けて、計画の一部を修正し、天然林の伐採を中止するとともに、人工林の伐採についても漸減させることにした。
第7次	昭和51年～昭和60年 (1976年～1985年)	前計画の経営方針をほぼ引き継いでいるが、木材の収穫を「副次的なもの」と規定し、それまでの木材収穫に傾斜しがちな姿勢からの脱却を図った。 また、自然環境保全への配慮をより重視し、禁伐扱いの保護地を全天然林を含む15,400haに拡大指定し、さらに、施業地内に長伐期の区域1,500haを新たに設けた。
第8次	昭和61年～平成7年 (1986年～1995年)	経営方針は前計画を引き継ぎ、公益的機能の発揮をより重視・明確化するため、人工林を「将来天然林に戻す森林」及び「副次的に木材収穫を継続する森林」に区分した。木材収穫を継続する人工林における更新方法も、崩壊防止の観点から従来の皆伐更新を非皆伐更新に変更し、さらに、広葉樹の導入を図ることと、森林土壌の劣化防止及び流出防止を図ることとした。 このため、人工林において理想とする森林像を、天然林に近い針広混交の複層林と定めた。
第9次	平成8年～平成17年 (1996年～2005年)	前計画の経営方針を引き継ぎ、長年続いた林業的経営を中心とした施策からの脱却を更に明確にするため、人工林の区分において、副次的に木材収穫を図る森林を限定するとともに、将来的に天然林に戻す森林を明確に区分した。 また、「水源地ふれあい事業」を核とした水源地啓発事業や、近自然工法の推進などより環境に配慮した事業を計画した。 このため、「経営計画」から「管理計画」に名称変更した。
第10次	平成18年～平成27年 (2006年～2015年)	前計画の管理方針を引き継ぐとともに、新たに懸案となった二ホンジカによる森林被害への対策事業を計画した。 また、かけがえのない森づくりの重要性を多くの人々と共有するための交流・連携事業や地球環境の保全も視野に入れた環境対策事業を新たに計画した。
第11次	平成28年～令和7年 (2016年～2025年)	前計画の管理方針を引き継ぐとともに、多摩川上流域の民有林の購入と再生や、顕在化したクマ被害への対策と天然林の適正な管理に向けた取組を計画した。 また、より多くの人々に水源地保全の取組と重要性について理解を深めていただくため、水源地を通じた社会とのコミュニケーションを活性化する取組を充実させた。

3 人工林・天然林の現況

人工林・天然林の現況は、表1から5のとおりです。

表1 森林資源総括表

(単位：面積ha、蓄積m³)

森林型	林種	奥多摩町		小菅村		丹波山村		甲州市		合計		
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	
人工林	天然林 誘導型森林	単純林	1,906.87	909,140	546.70	254,141	790.56	314,780	813.06	162,117	4,057.19	1,640,178
		混交林	847.68	412,519	121.67	55,525	419.60	146,803	607.81	188,189	1,996.76	803,036
		樹下植栽林Ⅰ	147.20	49,224	38.10	12,690	199.09	56,484	489.68	163,634	874.07	282,032
		樹下植栽林Ⅱ	3.70	1,167	16.18	5,678	3.58	737	—	—	23.46	7,582
		小計	2,905.45	1,372,050	722.65	328,034	1,412.83	518,804	1,910.55	513,940	6,951.48	2,732,828
	複層林 更新型森林	単純林	—	—	—	—	2.52	863	2.34	486	4.86	1,349
		混交林	—	—	—	—	1.87	740	102.34	35,008	104.21	35,748
		樹下植栽林Ⅰ	—	—	—	—	—	—	23.10	11,011	23.10	11,011
		樹下植栽林Ⅱ	—	—	7.66	4,042	22.55	5,419	314.26	89,142	344.47	98,603
		小計	—	—	7.66	4,042	26.94	7,022	442.04	135,647	476.64	146,711
計	2,905.45	1,372,050	730.31	332,076	1,439.77	525,826	2,352.59	649,587	7,428.12	2,879,539		
天然林		6,932.10	1,127,664	1,430.45	247,734	6,199.15	961,127	3,003.39	422,212	17,565.09	2,758,737	
合計		9,837.55	2,499,714	2,160.76	579,810	7,638.92	1,486,953	5,355.98	1,071,799	24,993.21	5,638,276	
除地		233.51	—	39.19	—	148.07	—	251.56	—	672.33	—	
総計		10,071.06	2,499,714	2,199.95	579,810	7,786.99	1,486,953	5,607.54	1,071,799	25,665.54	5,638,276	

注) 1 令和7年4月1日現在
 2 令和6年度に購入した森林については、令和7年4月1日現在で小班情報が未登録のため、蓄積は未計上
 3 樹下植栽林Ⅰ 植栽後25年以下の若い植栽木のおおむね半数を伐採し、生まれた空間に苗木を植栽した森林
 4 樹下植栽林Ⅱ 植栽後60年以上経た植栽木を1ha当たり300本程度残して伐採し、生まれた空間に次世代苗木を植栽した森林
 5 除地 河川敷、崩壊地、貸地、道路敷、防火線敷等

表2 市町村別・樹種別蓄積表

(単位：蓄積m³、割合%)

区 分	林 種	奥 多 摩 町	小 菅 村	丹 波 山 村	甲 州 市	計	
人 工 林	ヒ ノ キ	蓄 積	570,244	204,315	227,802	254,219	1,256,580
		割 合	22.8	35.2	15.3	23.7	22.3
	ス ギ	蓄 積	669,264	77,768	152,533	1,850	901,415
		割 合	26.8	13.4	10.3	0.2	16.0
	カ ラ マ ツ	蓄 積	118,829	40,491	129,227	348,574	637,121
		割 合	4.8	7.0	8.7	32.5	11.3
	モ ミ 類	蓄 積	3,094	5,041	12,025	29,600	49,760
		割 合	0.1	0.9	0.8	2.8	0.9
	マ ツ 類	蓄 積	7,348	3,372	2,535	12,090	25,345
		割 合	0.3	0.6	0.2	1.1	0.4
	その他針葉樹	蓄 積	3,271	1,089	1,650	3,179	9,189
		割 合	0.1	0.2	0.1	0.3	0.2
	その他広葉樹	蓄 積	0	0	54	75	129
		割 合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	蓄 積	1,372,050	332,076	525,826	649,587	2,879,539	
	割 合	54.9	57.3	35.4	60.6	51.1	
天 然 林	広 葉 樹 他	蓄 積	1,127,663	247,733	961,127	422,214	2,758,737
		割 合	45.1	42.7	64.6	39.4	48.9
合 計	蓄 積	2,499,713	579,809	1,486,953	1,071,801	5,638,276	
	割 合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

注) 1 令和7年4月1日現在
 2 令和6年度に購入した森林については、令和7年4月1日現在で小班情報が未登録のため、蓄積は未計上

表3 齢級階別・樹種別面積総括表(人工林)

(単位：面積ha、割合%)

林種	樹種	齢級階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13以上	齢級未登録	計	割合	
																		林種	全体
単純林	ヒノキ	—	1.05	1.58	—	—	12.15	7.28	9.99	54.05	164.65	235.90	282.71	868.73	29.97	1,668.06	41.1	22.5	
	スギ	—	—	—	0.83	—	0.55	—	—	2.42	8.97	51.73	105.61	750.20	28.04	948.35	23.3	12.8	
	カラマツ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30.36	128.24	309.93	866.54	6.81	1,341.88	33.0	18.0	
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9.03	5.84	8.01	10.42	70.46	—	103.76	2.6	1.4
	計	—	1.05	1.58	0.83	—	12.70	7.28	9.99	65.50	209.82	423.88	708.67	2555.93	64.82	4,062.05	100.0	54.7	
混交林	ヒノキ・スギ	0.19	—	—	—	—	0.83	12.02	28.07	24.07	13.46	14.32	23.30	347.48	12.53	476.27	22.6	6.4	
	ヒノキ・カラマツ	—	—	—	—	—	—	—	28.32	81.54	103.65	179.46	189.36	515.87	0.89	1,099.09	52.3	14.8	
	スギ・カラマツ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.14	2.08	15.05	1.02	18.29	0.9	0.2	
	カラマツ・モミ類	—	—	—	—	—	—	—	—	14.58	—	5.60	39.07	125.40	—	184.65	8.8	2.5	
	ヒノキ・スギ・カラマツ	—	—	—	—	—	—	—	—	0.70	—	0.12	1.37	61.19	1.15	64.53	3.1	0.9	
	その他	—	—	—	0.39	—	—	0.39	—	8.90	0.25	—	3.81	244.15	0.25	258.14	12.3	3.5	
計	0.19	—	—	0.39	—	0.83	12.41	56.39	129.79	117.36	199.64	258.99	1,309.14	15.84	2,100.97	100.0	28.3		
樹下Ⅰ	カラマツ・ヒノキ	—	—	—	—	—	9.13	31.17	74.27	174.83	74.99	1.42	219.01	—	584.82	65.2	7.9		
	カラマツ・モミ類	—	—	—	—	—	10.17	—	4.73	31.44	35.62	3.44	0.90	3.69	—	89.99	10.0	1.2	
	その他	6.48	10.11	—	—	11.23	11.24	—	3.76	6.98	17.47	7.20	24.56	123.33	—	222.36	24.8	3.0	
	計	6.48	10.11	—	—	11.23	21.41	9.13	39.66	112.69	227.92	85.63	26.88	346.03	—	897.17	100.0	12.1	
樹下Ⅱ	ヒノキ・ヒノキ	—	—	—	—	15.56	—	5.29	4.61	7.95	—	—	—	—	—	33.41	9.1	0.5	
	ヒノキ・カラマツ・ヒノキ	3.46	—	2.59	5.99	10.85	1.98	—	21.51	—	—	—	—	—	—	46.38	12.6	0.6	
	カラマツ・ヒノキ・ヒノキ	5.54	3.73	23.59	19.14	51.11	47.13	51.24	29.56	—	2.52	—	—	—	—	233.56	63.5	3.1	
	その他	5.82	40.19	7.28	—	0.83	—	—	0.46	—	—	—	—	—	—	54.58	14.8	0.7	
	計	14.82	43.92	33.46	25.13	78.35	49.11	56.53	56.14	7.95	2.52	—	—	—	—	367.93	100.0	4.9	
合計			21.49	55.08	35.04	26.35	89.58	84.05	85.35	162.18	315.93	557.62	709.15	994.54	4,211.10	80.66	7,428.12	—	100.0

注) 1 令和7年4月1日現在
 2 令和6年度に購入した森林については、令和7年4月1日現在で齢級情報が未登録
 3 樹下Ⅰ…樹下植栽林Ⅰのことで植栽後25年以下の若い植栽木のおおむね半数を伐採し、生まれた空間に苗木を植栽した森林
 4 樹下Ⅱ…樹下植栽林Ⅱのことで植栽後60年以上経た植栽木のおおむね半数を伐採し、生まれた空間に次世代の苗木を植栽した森林
 5 齢級階…林齢を5年ごとにひとつにまとめた単位で、1齢級は林齢1～5年、2齢級は同6～10年、…13齢級以上は同61年以上を指す

表4 齢級階別・樹種別面積表

～ 天然林誘導型森林 ～

(単位：面積ha、割合%)

林種	樹種	齢級階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13以上	齢級未登録	計	割合	
																		林種	全体
単純林	ヒノキ	—	1.05	1.58	—	—	12.15	7.28	9.99	54.05	164.65	232.24	282.71	867.53	29.97	1,663.20	41.0	23.9	
	スギ	—	—	—	0.83	—	0.55	—	—	2.42	8.97	51.73	105.61	750.20	28.04	948.35	23.4	13.7	
	カラマツ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30.36	128.24	309.93	866.54	6.81	1,341.88	33.1	19.3	
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	9.03	5.84	8.01	10.42	70.46	—	103.76	2.5	1.5	
	計	—	1.05	1.58	0.83	—	12.70	7.28	9.99	65.50	209.82	420.22	708.67	2,554.73	64.82	4,057.19	100.0	58.4	
混交林	ヒノキ・スギ	0.19	—	—	—	—	0.83	12.02	28.07	24.07	13.46	14.32	23.30	347.48	12.53	476.27	23.9	6.8	
	ヒノキ・カラマツ	—	—	—	—	—	—	—	28.32	81.54	103.65	129.39	148.55	514.00	0.89	1,006.34	50.4	14.5	
	スギ・カラマツ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.14	2.08	15.05	1.02	18.29	0.9	0.3	
	カラマツ・モミ類	—	—	—	—	—	—	—	—	14.58	—	5.60	39.07	125.40	—	184.65	9.2	2.7	
	ヒノキ・スギ・カラマツ	—	—	—	—	—	—	—	—	0.70	—	0.12	1.37	61.19	1.15	64.53	3.2	0.9	
	その他	—	—	—	0.39	—	—	0.39	—	8.90	0.25	—	3.81	232.69	0.25	246.68	12.4	3.5	
計	0.19	—	—	0.39	—	0.83	12.41	56.39	129.79	117.36	149.57	218.18	1,295.81	15.84	1,996.76	100.0	28.7		
樹下Ⅰ	カラマツ・ヒノキ	—	—	—	—	—	—	9.13	31.17	74.27	174.83	67.62	1.42	207.36	—	565.80	64.7	8.1	
	カラマツ・モミ類	—	—	—	—	—	10.17	—	4.73	31.44	35.62	3.44	0.90	3.69	—	89.99	10.3	1.3	
	その他	2.40	10.11	—	—	11.23	11.24	—	3.76	6.98	17.47	7.20	24.56	123.33	—	218.28	25.0	3.2	
	計	2.40	10.11	—	—	11.23	21.41	9.13	39.66	112.69	227.92	78.26	26.88	334.38	—	874.07	100.0	12.6	
樹下Ⅱ	ヒノキ・ヒノキ	—	—	—	—	7.74	—	5.29	—	—	—	—	—	—	—	13.03	55.5	0.2	
	その他	—	3.15	7.28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.43	44.5	0.1	
	計	—	3.15	7.28	—	7.74	—	5.29	—	—	—	—	—	—	—	23.46	100.0	0.3	
合計			2.59	14.31	8.86	1.22	18.97	34.94	34.11	106.04	307.98	555.10	648.05	953.73	4,184.92	80.66	6,951.48	—	100.0

注) 1 令和7年4月1日現在
 2 令和6年度に購入した森林については、令和7年4月1日現在で齢級情報が未登録
 3 樹下Ⅰ…樹下植栽林Ⅰのことで植栽後25年以下の若い植栽木のおおむね半数を伐採し、生まれた空間に苗木を植栽した森林
 4 樹下Ⅱ…樹下植栽林Ⅱのことで植栽後60年以上経た植栽木のおおむね半数を伐採し、生まれた空間に次世代の苗木を植栽した森林
 5 齢級階…林齢を5年ごとにとひとつにまとめた単位で、1齢級は林齢1～5年、2齢級は同6～10年、…13級以上は同61年以上を指す

表5 齢級階別・樹種別面積表

～ 複層林更新型森林 ～

(単位：面積ha、割合%)

林種	樹種	齢級階	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13以上	計	割合				
																	林種	全体			
単純林	ヒノキ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.66	—	1.20	4.86	100.0	1.0
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.66	—	1.20	4.86	100.0	1.0
混交林	ヒノキ・カラマツ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50.07	40.81	1.87	92.75	89.0	19.5
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11.46	11.46	11.0
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50.07	40.81	13.33	104.21	100.0	21.9
樹下Ⅰ	カラマツ・ヒノキ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7.37	—	11.65	19.02	82.3	4.0
	その他	4.08	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.08	17.7	0.8
	計	4.08	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7.37	—	11.65	23.10	100.0	4.8
樹下Ⅱ	ヒノキ・ヒノキ	—	—	—	—	—	7.82	—	—	—	4.61	7.95	—	—	—	—	—	—	20.38	5.9	4.3
	ヒノキ・カラマツ・ヒノキ	3.46	—	2.59	5.99	10.85	1.98	—	—	—	21.51	—	—	—	—	—	—	—	46.38	13.5	9.7
	カラマツ・ヒノキ・ヒノキ	5.54	3.73	23.59	19.14	51.11	47.13	51.24	29.56	—	—	2.52	—	—	—	—	—	—	233.56	67.8	49.0
	その他	5.82	37.04	—	—	—	0.83	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44.15	12.8	9.3
	計	14.82	40.77	26.18	25.13	70.61	49.11	51.24	56.14	7.95	2.52	—	—	—	—	—	—	—	344.47	100.0	72.3
合計			18.90	40.77	26.18	25.13	70.61	49.11	51.24	56.14	7.95	2.52	61.10	40.81	26.18	—	—	—	476.64	—	100.0

注) 1 令和7年4月1日現在
 2 樹下Ⅰ…樹下植栽林Ⅰのごとで植栽後25年以下の若い植栽木のおおむね半数を伐採し、生まれた空間に苗木を植栽した森林
 3 樹下Ⅱ…樹下植栽林Ⅱのごとで植栽後60年以上経た植栽木のおおむね半数を伐採し、生まれた空間に次世代の苗木を植栽した森林
 4 齢級階…林齢を5年ごとにひとつにまとめた単位で、1 齢級は林齢1～5年、2 齢級は同6～10年、…13 齢級以上は同61年以上を指す

4 保育の標準

- 保全作業における保育の実行については、表6を標準とします。

表6 保育実行標準表

林齢	天然林誘導型森林				複層林更新型森林																									
	単純林		樹下植栽Ⅰ		その他		単純林		複層林			樹下植栽Ⅰ		樹下植栽Ⅱ																
	ヒ	ノキ	カラ	マツ	全樹種	全樹種	ヒ	ノキ	ス	ギ	ヒ	ノ	マ	キツ	ヒ	ノ	ギ	キ	他	上木	カラ	マツ	他	上木	ヒ	ノ	キ	他		
1	植	下1	植	下1	植	下1	植	下1	植	下1	植	下1	植	下1	植	下1	植	下1	植	下1	植	下1	植	下1	植	下1	植	下1	植	下1
2	補	下2	補	下2	補	下2	補	下2	補	下2	補	下2	補	下2	補	下2	補	下2	補	下2	補	下2	補	下2	補	下2	補	下2	補	下2
3		下3		下3		下3		下3		下3		下3		下3		下3		下3		下3		下3		下3		下3		下3		下3
4		下4		下4		下4		下4		下4		下4		下4		下4		下4		下4		下4		下4		下4		下4		下4
5		下5		下5		下5		下5		下5		下5		下5		下5		下5		下5		下5		下5		下5		下5		下5
6		下6				下6		下6		下6		下6		下6		下6		下6		下6		下6		下6		下6		下6		下6
7		下7				下7		下7		下7		下7		下7		下7		下7		下7						下7		下7		下7
8																														
9																														
10																														
11																														
12		間1		間1																										
13																														
14						間1																								
15																														
16		間2		間2																										
17																														
18																														
19						間2		間1																						
20		間3		間3																										
21																														
22																														
23																														
24		間4		間4		間3		間2																						
25																														
26																														
27																														
28																														
29		間5		間5		間4		間3																						
30																														
31																														
32																														
33																														
34																														
35																														
36																														
37																														
38																														
39																														
40																														
41		間6				間6																								
42																														
43																														
44																														
45																														
：																														

注) 1 苗木を植栽した年を林齢1年とする。
 2 地…地ごしらえ 植…植栽 補…補植 下…下刈 根…根払 間…間伐 枝…枝打

5 水道水源林に係る各種規制

- 水源林に係る規制のうち、主なものは森林法による保安林、自然公園法による特別地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区特別保護地区です。
- これらの内容及び対象面積は、表7、8のとおりです。

表7 規制内容

保 安 林		
水 源 かん 養	土 砂 流 出 防 備	保 健
1. 主伐に係るもの (1) 原則として、伐採種を定めない。 (2) 皆伐することができる1か所当たりの面積の限度は、20haとする。 (3) 年度ごとに皆伐できる面積の総量は2、6、9及び12の各月に公表される数値を限度とする。	1. 主伐に係るもの (1) 原則として、択伐 伐採すれば、著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 (2) 皆伐することができる1か所当たりの面積の限度は、10haとする。 (3) 年度ごとに皆伐できる面積の総量は2、6、9及び12の各月に公表される数値を限度とする。	1. 主伐に係るもの (1) 原則として、択伐 伐採すれば、その伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種を定めない。 (2) 皆伐することができる1か所当たりの面積の限度は、10haとする。 (3) 年度ごとに皆伐できる面積の総量は2、6、9及び12の各月に公表される数値を限度とする。
2. 間伐に係るもの 保安林の所在ごとに定められた伐採限度(年度当初の立木材積の3.5/10)を超えず、かつ、おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。		
3. 植栽に係るもの 伐採年度後2年以内に行うこととし、満1年以上の苗木を、おおむね、1ha当たり保安林の所在ごとに定められた樹種、植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。		
国 立 公 園 特 別 地 域		
第 1 種 特 別 地 域	第 2 種 特 別 地 域	第 3 種 特 別 地 域
1. 原則として、禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐ができる。 2. 伐期齢は、標準伐期齢に10年以上を加えたものとする。 3. 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。	1. 原則として、択伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐することができる。 2. 公園計画に基づく施設の周辺は、原則として、単木択伐による。 3. 択伐率は、現在蓄積の30%以内、萌芽による広葉樹は60%以内とする。 4. 皆伐による1伐区の大きさは、2ha以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は主要公園利用点から望見されない場合は、伐区的面積を増大することができる。 5. 皆伐による伐区は、更新後5年以上経過しなければ、連続して設定することはできない。	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施することとし、特に施業の制限を受けない。
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区		
特別保護地区において木竹を伐採する行為は、都知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、都知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為(単木択伐、木竹の本数において20%以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐)については、この限りではない。		

表8 規制対象面積表

(単位：蓄積㎡、割合%)

分区	(規制情報 未登録 管理面積)	保 安 林					保安林 以外	国 立 公 園							公園 以外	鳥獣保護区 特別保護 地区	
		(保健) 水源かん養	土砂 流出防備	その他 保安林	計	割合		特別保護 地区	特 別 地 域				普通地域	計			割合
									第1種	第2種	第3種	小 計					
奥多摩町	(35.49) 10,071.06	(1,004.21) 8,221.15	72.35	—	(1,004.21) 8,293.50	(10) 82	1,742.07	72.04	2,425.36	1,875.84	3,576.25	7,877.45	2,052.80	10,002.29	99	33.28	1,173.41
東京都 計	(35.49) 10,071.06	(1,004.21) 8,221.15	72.35	—	(1,004.21) 8,293.50	(10) 82	1,742.07	72.04	2,425.36	1,875.84	3,576.25	7,877.45	2,052.80	10,002.29	99	33.28	1,173.41
小 菅 村	(80.72) 2,199.95	1,616.67	75.44	16.24	1,708.35	78	410.88	—	166.14	178.45	798.64	1,143.23	480.45	1,623.68	74	495.55	—
丹波山村	(106.64) 7,786.99	6,936.56	135.19	37.92	7,109.67	91	570.68	313.55	1,370.90	2,841.25	1,897.03	6,109.18	1,257.62	7,680.35	99	—	—
甲 州 市	(—) 5,607.54	(399.11) 5,463.51	61.90	—	(399.11) 5,525.41	(7) 99	82.13	237.14	365.17	1,516.27	1,165.21	3,046.65	2,323.75	5,607.54	100	—	—
山 梨 県 計	(187.36) 15,594.48	(399.11) 14,016.74	272.53	54.16	(399.11) 14,343.43	(3) 92	1,063.69	550.69	1,902.21	4,535.97	3,860.88	10,299.06	4,061.82	14,911.57	96	495.55	—
合 計	(222.85) 25,665.54	(1,403.32) 22,237.89	344.88	54.16	(1,403.32) 22,636.93	(5) 88	2,805.76	622.73	4,327.57	6,411.81	7,437.13	18,176.51	6,114.62	24,913.86	97	528.83	1,173.41
割 合		86.7	1.3	0.2	88.2	—	10.9	2.4	16.9	25.0	29.0	70.9	23.8	97.1	—	2.1	4.6

注) 1 令和7年4月1日現在
 2 令和6年度に購入した森林については、令和7年4月1日現在で規制情報が未登録のため、(規制情報未登録)に内数で表示
 3 保安林欄の(保健)は、水源かん養と保健兼種指定で、内数

6 山林火災対策の現況

山林火災対策における防火線の現況は、表9のとおりです。

表9 防火線現況表

(単位：延長m、面積ha)

分 区	路 線 番 号	防 火 線 名	延 長	面 積
奥 多 摩	1	水 久 保 ・ 天 神 山	5,649	5.90
	2	小 中 沢	4,364	5.38
	3	水 根 山 ・ 都 県 境	7,440	9.45
	4	棚 沢	3,823	3.84
	5	川 乗	4,853	6.09
	計	(5 路 線)	26,129	30.66
小 菅	1	大 菩 薩 ・ 石 丸 峠	941	0.70
	計	(1 路 線)	941	0.70
丹 波 山	1	雲 取 ・ 七 ツ 石	5,548	11.99
	計	(1 路 線)	5,548	11.99
萩 原 山	1	将 監	926	1.85
	2	笠 取	1,310	1.31
	3	鳥 小 屋	400	0.40
	4	犬 切	3,803	7.57
	5	藤 の 木 頭 ・ 白 沢 峠	5,006	8.36
	6	板 橋	2,371	5.48
	計	(6 路 線)	13,816	24.97
合 計	(13 路 線)	46,434	68.32	

注) 令和7年4月1日現在

7 森林管理基盤の現況

当局が管理する森林管理基盤の現況は、表10から12のとおりです。

表10 林道現況表

(単位：m)

路線名	場所	幅員	延長	施行年度	備考
日原	奥多摩町	3.5～4.0	8,618	S.21～S.48 H.29～R.6	
小川谷	//	4.0	6,282	S.29～S.41	
犬麦	//	3.6	1,688	S.42～S.46	
孫惣谷	//	3.5	4,240	S.36～S.38	
小菅	小菅村	3.5～3.6	3,375	S.29～S.47	
後山	丹波山村	3.5	6,375	S.17～S.34	
塩沢	//	3.5	540	S.26	
泉水横手山	丹波山村～甲州市	3.5～4.0	14,479	(S.28～H.12)	平成12年に泉水谷線、 泉水中段線、横手山線が つながり泉水横手山線と 改称した。
(泉水谷)	(丹波山村～甲州市)	(3.5)	(6,875)	(S.28～S.36)	
(泉水中段)	(甲州市)	(4.0)	(3,441)	(H.1～H.12)	
(横手山)	(//)	(4.0)	(4,163)	(S.49～S.63)	
一ノ瀬	//	3.6～4.0	12,338	S.34～S.56	
大ダール	//	4.0	13,504	S.57～H.25	
笠取	//	3.5	3,730	S.26～S.28	
山椒沢	//	3.6	1,276	S.44	
合計	12路線		76,445		

注) 令和7年4月1日現在

表11 単軌道現況表

(単位：m)

路線名	所在地	完成年月	レール敷設延長	平均勾配	起点標高～終点標高 (標高差)	片道所要時間
茂久保線	奥多摩町	平成12年11月	2,400	18度	880m～1,640m (760m)	約1時間
賀郎線	//	平成15年3月	2,460	17度	780m～1,540m (760m)	約1時間
孫惣谷線	//	平成20年1月	1,780	15度	1,150m～1,630m (480m)	約45分
水久保線	//	平成21年3月	2,025	15度	560m～1,060m (500m)	約50分
水根線	//	令和6年6月	1,040	25度	727m～1,173m (436m)	約25分
追分線	小菅村	平成13年12月	1,560	17度	858m～1,330m (472m)	約40分
日向沢線	//	平成22年7月	1,200	21度	1,070m～1,500m (430m)	約30分
牛の寝線	//	平成24年3月	1,560	20度	870m～1,390m (520m)	約40分
火打石谷線	丹波山村	令和2年11月	3,085	15度	660m～1,507m (847m)	約1時間15分
片倉線	//	平成14年3月	3,450	14度	680m～1,570m (890m)	約1時間30分
竿裏線	//	平成16年1月	1,360	21度	850m～1,385m (535m)	約35分
奥後山線	//	平成23年3月	1,520	28度	890m～1,470m (580m)	約40分
合計	12路線		23,205			

注) 令和7年4月1日現在

表12 管理用歩道現況表

(単位：延長m、面積ha)

分 区	歩道延長	管理面積	1ha当たり歩道延長	路線数
奥多摩	335,066	10,071.06	33	97
小菅	109,157	2,199.95	50	47
丹波山	171,732	7,786.99	22	53
萩原山	187,145	5,607.54	33	81
合計	803,100	25,665.54	31	278

注) 令和7年4月1日現在